

岩手県告示第748号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市及び下閉伊郡山田町
- （2）基本測量を実施する期間 平成21年9月28日から平成22年3月26日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2（1）基本測量を実施する地域 花巻市
- （2）基本測量を実施する期間 平成21年10月2日から平成22年3月26日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）